

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公開番号】特開2015-175516(P2015-175516A)

【公開日】平成27年10月5日(2015.10.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-062

【出願番号】特願2014-55062(P2014-55062)

【国際特許分類】

F 16 F 15/30 (2006.01)

F 02 B 77/00 (2006.01)

F 16 F 15/31 (2006.01)

F 16 C 3/08 (2006.01)

【F I】

F 16 F 15/30 U

F 02 B 77/00 K

F 16 F 15/31 A

F 16 C 3/08

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クランク軸に固定される本体部と、

前記本体部に着脱可能に固定される分割部材と、を備えるはずみ車であって、

前記分割部材が前記本体部に固定された状態で、前記本体部の一面および前記分割部材の一面がエンジン本体と対向するエンジン本体側表面として形成されるはずみ車。

【請求項2】

エンジン本体と中間軸との間ににおいて、クランク軸に固定される本体部と、

前記本体部に着脱可能に固定される分割部材と、を備えるはずみ車であって、

前記分割部材が前記本体部から取り外された状態で、前記中間軸の端部が前記本体部の径向外側へ移動可能に形成されるはずみ車。

【請求項3】

請求項1または2に記載のはずみ車と、

前記本体部が設置されるクランク軸と、

前記エンジン本体と、

を備えるエンジン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によるはずみ車は、クランク軸に固定される本体部と、前記本体部に着脱可能に固定される分割部材と、を備えるはずみ車であって、前記分割部材が前記本体部に固定さ

れた状態で、前記本体部の一面および前記分割部材の一面がエンジン本体と対向するエンジン本体側表面として形成される。

この構成によれば、はずみ車の本体部から分割部材を取り外すことにより、分割部材が固定されていた部分に空間を形成することができ、その空間を作業スペースとして、はずみ車の周辺に配置された部品や、はずみ車とエンジン本体との間に配置された部品を容易に取り扱うことができる。

なお、前記分割部材は、前記回転軸に対して垂直方向に、前記本体部に着脱されてもよい。この構成によれば、分割部材の着脱の際、回転軸方向に分割部材を移動させなくてよいため、分割部材の着脱のためにエンジンの軸方向の長さを増加させる必要がない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によるはずみ車は、エンジン本体と中間軸との間ににおいて、クランク軸に固定される本体部と、前記本体部に着脱可能に固定される分割部材と、を備えるはずみ車であって、前記分割部材が前記本体部から取り外された状態で、前記中間軸の端部が前記本体部の径方向外側へ移動可能に形成される。

この構成によれば、本体部から分割部材を取り外すことにより、クランク軸から中間軸を径方向外側へ脱着することができる。中間軸がクランク軸に着脱されるときに中間軸が通過する領域に分割部材を固定することで、分割部材分の重量をはずみ車に追加することができ、はずみ車の厚さや直径を増加させることなく、はずみ車の慣性モーメントを増加させることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によるエンジンは、前記はずみ車と、前記本体部が設置されるクランク軸と、前記エンジン本体と、を備える。

この構成によれば、本体部から分割部材を取り外すことにより、分割部材が固定されていた部分に空間を形成することができ、その空間を作業スペースとして、クランク軸の周辺に配置された部品を容易に取り扱うことができる。